

報告第10号

債権の放棄について

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
補償金	1件	31,985円	水道課
水道料金	859件	2,178,944円	水道課

令和6年9月3日提出

富士見市長 星野光弘